

年発0819第1号  
平成23年8月19日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長

### 東日本大震災に伴う厚生年金保険料等の納期限等の指定について

東日本大震災に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、平成23年3月24日厚生労働省告示第66号により青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に所在する事業所について、別途厚生労働省告示により定められる期日まで延長されたところであるが、今般、平成23年8月19日厚生労働省告示第292号により、岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域に所在する事業所については、延長後の納期限等が下記のとおり定められたので了知されたい。

#### 記

##### 1. 延長後の納期限

平成23年9月30日

##### 2. 延長後の納期限が定められた対象地域

岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域（別表1）

※なお、岩手県、宮城県及び福島県の地域にある事業所で、今回の告示で指定されない市町村（別表2）に所在するものにあっては、別途告示により、納期限が定められるものであること。

##### 3. 対象となる保険料等

平成23年3月11日から平成23年9月29日までに納期限が到来する保険料等（平成23年2月分～平成23年7月分までの保険料等）

○平成23年9月30日を延長後の納期限とする厚生労働省告示を行う地域（別表1）

地 域	
【岩手県】	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町 下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡軽米町、九戸郡野田村 九戸郡九戸村、九戸郡洋野町、二戸郡一戸町
【宮城県】	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市 刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町 柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町 宮城郡利府町、宮城郡七ヶ浜町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡富谷町 黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町
【福島県】	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市 伊達市、二本松市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡只見町 南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、河沼郡会津坂下町 大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡矢祭町、東白川郡塙町、東白川郡鮫州村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、 石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、相馬郡新地町

○今回は延長後の納期限を指定しない地域（別表2）

地 域	
【岩手県】	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
【宮城県】	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
【福島県】	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町 双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村



4 署名者

日本側 高田稔久在ケニア大使  
ケニア側 ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

平成二十三年八月十九日

外務省告示第二百八十九号  
外務大臣 松本 剛明○外務省告示第二百八十九号  
平成二十三年八月八日にナイロビで、アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画のための贈与

(小学部及び中学部)の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

4 署名者	日本側 高田稔久在ケニア大使 ケニア側 ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣
3 贈与の供与期限	平成二十七年五月三十一日 まで

平成二十三年八月十九日

外務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 高木 義明

○文部科学省告示第二百三十一号  
在外教育施設の認定等に関する規程(平成三年文部省告示第百四十四号)第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号(在外教育施設を認定した件)により認定したワルシャワ日本人学校(小学部及び中学部)の設置者について変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月十九日

ワルシャワ日本人会

ボーランド日本人会

文部科学大臣 高木 義明

の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十三条及び

第三条第一項の規定に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件

(平成二十二年法律第七十号)第十二条第一項(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。)第二十条第一項の規定により適用される場合を含む。)又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等

(平成二十三年厚生労働省告示第六十六号)において別途厚生労働省告示して定めることとされるい期日であつて、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、児童手当法(平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用され

る場合を含む。)及び厚生年金特例法に基づく納付

又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に

所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法に

基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受けた事業所又は事務所に

限る。)の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法第四

三条に規定する場合においては、同条の規定によ

り船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金保険法附則第

四条の三第一項の規定による被保険者(同条第七

項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限

る。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭

和六十年法律第三十四号)附則第五条第十三号に

1 援助の目的及び内容 アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画を実施するために必要な

若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業

主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に規

定する

事務組合

の規

定

事務

組合

